

島根県特別職報酬等審議会

資料

令和7年4月15日

島根県

目 次

Ⅰ 関係法令等

(1) 島根県附属機関設置条例・・・・・・・・・・・・・・・・	1
(2) 島根県特別職報酬等審議会の組織、運営等に関する規則・・・・・・・・	2
(3) 島根県特別職報酬等審議会委員名簿・・・・・・・・	3
(4) 地方自治法・・・・・・・・・・・・・・・・	4
(5) 特別職の職員の給与等に関する条例・・・・・・・・	5
(6) 特別職の職員に対する期末手当の支給に関する条例・・・・・・・・	6
(7) 議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当支給条例・・・・・・・・	7

2 各種資料

(1) 島根県の特別職報酬等の変遷・・・・・・・・	9
(2) 島根県の一般職給与の改定状況・・・・・・・・	10
(3) 各都道府県の状況・・・・・・・・	11
(4) 人口類似県との比較・・・・・・・・	12

島根県附属機関設置条例

(昭和 43 年島根県条例第 15 号)

(この条例の趣旨)

第 1 条 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 138 条の 4 第 3 項の規定による附属機関の設置については、他の条例に特別の定めがあるものを除くほか、この条例の定めるところによる。

(附属機関の設置及びその担当事務)

第 2 条 別表の左欄に掲げる執行機関に同表の中欄に掲げる附属機関を置き、その担当事務はそれぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

(委任)

第 3 条 この条例に定めるもののほか、附属機関の組織、運営その他附属機関に関し必要な事項は、規則又は教育委員会規則で定める。

附 則

Ⅰ この条例は、公布の日から施行する。

別表(第 2 条関係)

執行機関	附属機関	担当事務
知事	島根県特別職報酬等審議会	知事の諮問に応じ、議会の議員の議員報酬並びに知事及び副知事の給料及び退職手当の改定について審議すること。
	(略)	(略)

島根県特別職報酬等審議会の組織、運営等に関する規則

(昭和 45 年島根県規則第 4 号)

(趣旨)

第 1 条 この規則は、島根県附属機関設置条例(昭和 43 年島根県条例第 15 号)第 3 条の規定に基づき、島根県特別職報酬等審議会(以下「審議会」という。)の組織、運営その他必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第 2 条 審議会は、委員 10 人以内をもって組織し、委員は、島根県の区域内の公共的団体等の代表者その他住民のうちから知事が委嘱する。

2 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第 3 条 審議会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指定する委員がその職務を代理する。

(会議)

第 4 条 審議会は、会長が招集し、その議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第 5 条 審議会の庶務は、総務部人事課において処理する。

(雑則)

第 6 条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

島根県特別職報酬等審議会委員名簿

あさつ ともこ
浅津 知子 (島根県連合婦人会 会長)

いしかわ としき
石川 寿樹 (島根県農業協同組合 代表理事組合長)

いなか かずこ
伊中 和子 (島根県中小企業団体中央会 副会長) ※会長職務代理者

おおたに ひろき
大谷 浩 (国立大学法人島根大学 学長) ※会長

きし ひろし
岸 宏 (漁業協同組合JFしまね 代表理事会長)

たかはし ひでお
高橋 日出男 (島根県商工会連合会 会長)

なりあい よしろう
成相 善朗 (日本労働組合総連合会島根県連合会 会長)

ひの ゆきこ
日野 由紀子 (島根県商工会議所女性会連合会 会長)

まつお のりお
松尾 倫男 (株式会社山陰中央新報社 代表取締役社長)

むろさき とみえ
室崎 富恵 (島根県社会福祉協議会 副会長)

※50 音順・敬称略

※任期:令和 6 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

地方自治法（抜粋）

（昭和 22 年 4 月 17 日 法律第 67 号）

（議員報酬及び費用弁償）

第 203 条 普通地方公共団体は、その議会の議員に対し、議員報酬を支給しなければならない。

2 普通地方公共団体の議会の議員は、職務を行うため要する費用の弁償を受けることができる。

3 普通地方公共団体は、条例で、その議会の議員に対し、期末手当を支給することができる。

4 議員報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない。

第 203 条の 2 （略）

（給料、手当及び旅費）

第 204 条 普通地方公共団体は、普通地方公共団体の長及びその補助機関たる常勤の職員、委員会の常勤の委員（教育委員会にあつては、教育長）、常勤の監査委員、議会の事務局長又は書記長、書記その他の常勤の職員、委員会の事務局長若しくは書記長、委員の事務局長又は委員会若しくは委員の事務を補助する書記その他の常勤の職員その他普通地方公共団体の常勤の職員並びに短時間勤務職員及び地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項第 2 号に掲げる職員に対し、給料及び旅費を支給しなければならない。

2 （略）

3 給料、手当及び旅費の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない。

（給与等の支給制限）

第 204 条の 2 普通地方公共団体は、いかなる給与その他の給付も法律又はこれに基づく条例に基づかずには、これをその議会の議員、第 203 条の 2 第 1 項の者及び前条第 1 項の者に支給することができない。

特別職の職員の給与等に関する条例

(昭和 23 年島根県条例第 88 号)

第 1 条 知事、副知事、教育長、常勤の監査委員及び条例で指定する秘書の給料その他の給与については別に定めるものを除くほかこの条例の定めるところによる。

第 2 条 知事、副知事、教育長及び常勤の監査委員(以下「知事等」という。)に給料を支給する。

2 給料の支給については、職員の給与に関する条例(昭和 26 年島根県条例第 1 号。以下「給与条例」という。)の適用を受ける職員(以下「県職員」という。)に対する給料の支給の例による。

3 前項の場合において、給料の月額は、第 1 号表による。

第 3 条～第 5 条

(以下略)

第 1 号表(第 2 条関係)

区分	給料の月額
知事	1,280,000 円
副知事	1,000,000 円
(以下略)	

特別職の職員に対する期末手当の支給に関する条例

(昭和 30 年島根県条例第 23 号)

第 1 条 次の各号に掲げる職員であつて、6 月 1 日及び 12 月 1 日(以下これらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職するものに対しては、期末手当を支給する。これらの基準日前 1 箇月以内に退職(職員の給与に関する条例(昭和 26 年島根県条例第 1 号)第 15 条の 5 第 1 項に規定する退職の例による場合の離職をいう。次条において同じ。)し、又は死亡した職員(知事の定める職員を除く。)についても、同様とする。

- (1) 知事
- (2) 副知事
- (以下略)

第 2 条 期末手当の額は、それぞれその基準日現在(前条各号列記以外の部分後段の職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在)において職員が受けるべき給料月額及びその給料月額に 100 分の 45 を乗じて得た額の合計額に 100 分の 170 を乗じて得た額に、基準日以前 6 箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- (1) 6 箇月 100 分の 100
- (2) 5 箇月以上 6 箇月未満 100 分の 80
- (3) 3 箇月以上 5 箇月未満 100 分の 60
- (4) 3 箇月未満 100 分の 30

第 3 条 (略)

【参考】

知事・副知事の年間の給与支給額は次のとおりとなっています。

職名	年間支給額(特例減額後※)			(参考) 特例減額をしない場合の 年間支給額
	給料	期末手当		
知事	13,824,000 円	5,679,360 円	19,503,360 円	21,670,400 円
副知事	11,040,000 円	4,535,600 円	15,575,600 円	16,930,000 円

※ 知事、副知事は令和 9 年 4 月 29 日までの間、特例減額を行っています。

減額率 知事：10%、副知事：8%

議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当支給条例

(平成 14 年島根県条例第 35 号)

(趣旨)

第 1 条 議会の議員(以下「議員」という。)に対する議員報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給については、この条例の定めるところによる。

(議員報酬)

第 2 条 議員報酬の額は、別表第 1 に定めるとおりとする。

2 議員報酬は、毎月これを支給する。

第 3 条～第 6 条

(略)

(期末手当)

第 7 条 議員であって、6 月 1 日及び 12 月 1 日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職するものに対しては、期末手当を支給する。これらの基準日前 1 箇月以内に退職(職員の給与に関する条例第 15 条の 5 第 1 項に規定する退職の例による場合の離職をいう。次項において同じ。)し、又は死亡した議員についても、同様とする。

2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在(前項後段の議員にあっては、退職し、又は死亡した日現在)において議員が受けるべき議員報酬月額及びその議員報酬月額に 100 分の 45 を乗じて得た額の合計額に 100 分の 170 を乗じて得た額に、基準日以前 6 箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1) 6 箇月 100 分の 100

(2) 5 箇月以上 6 箇月未満 100 分の 80

(3) 3 箇月以上 5 箇月未満 100 分の 60

(4) 3 箇月未満 100 分の 30

第 8 条

(略)

別表第 1 (第 2 条関係)

区分	議員報酬の額
議長	970,000 円
副議長	850,000 円
その他の議員	790,000 円

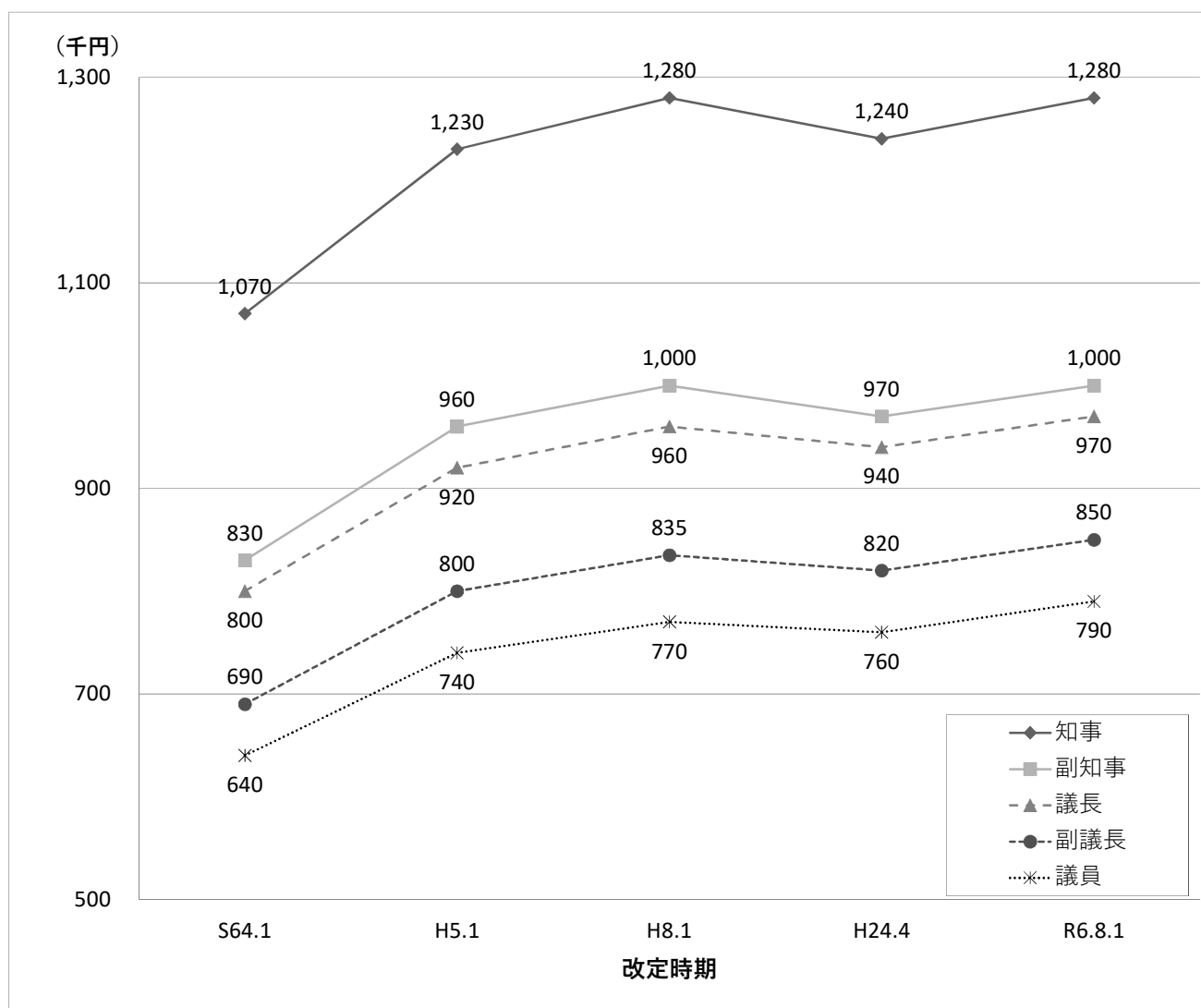
(以下略)

【参考】

議長、副議長、議員の年間の報酬等支給額は次のとおりとなっています。

職名	年間支給額		
	報酬	期末手当	
議長	11,640,000 円	4,782,100 円	16,422,100 円
副議長	10,200,000 円	4,190,500 円	14,390,500 円
議員	9,480,000 円	3,894,700 円	13,374,700 円

島根県の特別職報酬等の変遷（昭和64年以降）



職名	改定時期				
	S64.1.1	H5.1.1	H8.1.1	H24.4.1	R6.8.1
知事	1,070,000 円	1,230,000 円	1,280,000 円	1,240,000 円	1,280,000 円
	(107.0 %)	(115.0 %)	(104.1 %)	(96.9 %)	(103.2 %)
副知事	830,000 円	960,000 円	1,000,000 円	970,000 円	1,000,000 円
	(107.8 %)	(115.7 %)	(104.2 %)	(97.0 %)	(103.1 %)
議長	800,000 円	920,000 円	960,000 円	940,000 円	970,000 円
	(108.1 %)	(115.0 %)	(104.3 %)	(97.9 %)	(103.2 %)
副議長	690,000 円	800,000 円	835,000 円	820,000 円	850,000 円
	(107.8 %)	(115.9 %)	(104.4 %)	(98.2 %)	(103.7 %)
議員	640,000 円	740,000 円	770,000 円	760,000 円	790,000 円
	(108.5 %)	(115.6 %)	(104.1 %)	(98.7 %)	(103.9 %)

（注1）「S64.1.1」等の表示は、改正条例の適用日を示す。

（注2）（ ）書の数字は、改定前の額を100とした場合の伸び率である。

一般職の給与改定（月例給）の状況

1 令和6年 人事委員会勧告の内容

月例給を平均 2.65% 引上げ（9,334 円）

・約 30 年ぶりの高水準の改定

・人材確保が喫緊の課題であることを踏まえて若年層に特に重点を置き、おおむね 30 歳台後半までの職員に重点を置いた改定

・平均改定率（行政職給料表の級別）

級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
職名	主事	主任主事	係長	困難係長	課長補佐	課長	困難課長	次長	部長
平均改定率	10.5%	7.5%	3.5%	1.1%	0.8%	0.8%	0.8%	0.8%	0.7%

※全体 平均 2.65%

2 令和6年 一般職の給与改定

人事委員会の勧告どおり給与改定を実施

各都道府県の特別職報酬等の状況(令和7年4月1日時点)

(単位:千円)

都道府県名		知事		副知事		議長		副議長		議員	
		月額	順位	月額	順位	月額	順位	月額	順位	月額	順位
1	北海道	1,380	8	1,100	7	1,160	5	1,040	4	900	8
2	青森	1,260	32	970	36	910	39	810	44	780	34
3	岩手	1,250	35	970	36	910	39	820	41	790	31
4	宮城	1,340	11	1,040	15	1,040	13	930	13	860	13
5	秋田	1,210	45	930	47	910	39	810	44	780	34
6	山形	1,240	38	954	42	904	46	807	47	778	42
7	福島	1,320	15	1,030	16	1,010	17	900	17	830	20
8	茨城	1,340	11	1,080	9	1,010	17	900	17	850	14
9	栃木	1,290	28	1,010	26	990	23	900	17	830	20
10	群馬	1,310	18	1,060	11	980	27	920	14	830	20
11	埼玉	1,420	4	1,134	3	1,144	6	1,016	7	927	6
12	千葉	1,390	6	1,110	5	1,110	9	970	10	880	10
13	東京	1,476	2	1,205	1	1,288	1	1,162	1	1,036	1
14	神奈川	1,450	3	1,160	2	1,200	3	1,080	3	970	3
15	新潟	1,300	20	1,018	25	1,008	19	882	23	807	28
16	富山	1,300	20	1,020	20	910	39	860	32	780	34
17	石川	1,300	20	1,020	20	910	39	860	32	780	34
18	福井	1,300	20	1,020	20	910	39	860	32	780	34
19	山梨	1,250	35	960	41	910	39	820	41	770	44
20	長野	1,292	26	996	30	996	22	870	27	813	24
21	岐阜	1,340	11	1,060	11	1,020	16	920	14	850	14
22	静岡	1,349	10	1,102	6	1,061	12	937	12	865	12
23	愛知	1,411	5	1,118	4	1,237	2	1,088	2	999	2
24	三重	1,300	20	1,025	18	1,036	14	914	16	843	16
25	滋賀	1,320	15	1,030	16	1,030	15	900	17	840	17
26	京都	1,292	26	1,023	19	1,120	7	1,030	5	960	4
27	大阪	1,520	1	1,050	13	1,170	4	1,030	5	930	5
28	兵庫	1,340	11	1,050	13	1,080	11	985	8	880	10
29	奈良	1,214	44	947	44	965	35	843	39	778	42
30	和歌山	1,210	45	950	43	950	37	810	44	770	44
31	鳥取	1,200	47	945	45	999	21	871	26	813	24
32	島根	1,280	31	1,000	28	970	31	850	38	790	31
33	岡山	1,290	28	1,020	20	1,000	20	900	17	840	17
34	広島	1,389	7	1,091	8	1,113	8	964	11	901	7
35	山口	1,290	28	1,020	20	980	27	880	24	840	17
36	徳島	1,300	20	990	32	950	37	860	32	810	26
37	香川	1,310	18	1,000	28	960	36	860	32	810	26
38	愛媛	1,320	15	1,010	26	970	31	870	27	820	23
39	高知	1,220	43	940	46	900	47	820	41	770	44
40	福岡	1,350	9	1,080	9	1,110	9	980	9	890	9
41	佐賀	1,260	32	990	32	990	23	860	32	800	29
42	長崎	1,260	32	990	32	990	23	880	24	800	29
43	熊本	1,240	38	970	36	970	31	870	27	780	34
44	大分	1,243	37	992	31	982	26	867	31	782	33
45	宮崎	1,240	38	980	35	980	27	890	22	780	34
46	鹿児島	1,240	38	970	36	970	31	870	27	780	34
47	沖縄	1,230	42	970	36	980	27	840	40	750	47
全国平均		1,306		1,023		1,015		907		835	

人口類似県(90万人未満)との比較(令和7年4月1日時点)

(単位:千円)

県名(人口)	知事	副知事	適用年月日	議長	副議長	議員	適用年月日
福 井 (744千人)	1,300	1,020	H6.1.1	910	860	780	H6.1.1
山 梨 (796千人)	1,250	960	H22.12.1	910	820	770	H22.12.1
鳥 取 (537千人)	1,200	945	R6.4.1 (遡及)	999	871	813	R6.4.1 (遡及)
島 根 (650千人)	1,280	1,000	R6.8.1	970	850	790	R6.8.1
徳 島 (695千人)	1,300	990	H9.4.1	950	860	810	H9.4.1
高 知 (666千人)	1,220	940	H22.4.1	900	820	770	H22.4.1
佐 賀 (795千人)	1,260	990	H31.4.1	990	860	800	H31.4.30
類似県平均	1,259	978	—	947	849	790	—

(注)人口は令和5年10月1日時点のもの(総務省統計局「人口推計」)